

静岡県告示第116号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

内瀬戸寺前 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
				次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域
藤枝市		内瀬戸	ウラヤマ	658-40 1号
		〃	〃	658-42 2号
		〃	〃	658-42 3号
		〃	〃	658-38 4号
		〃	〃	658-38 5号
		〃	〃	658-2 6号
		〃	ヤシキノウチ	650-2 7号
		〃	〃	650-2 8号
		〃	〃	650-11 9号